

【一部支給停止措置について】

- 1 支給開始月（申請した日の翌月。全部支給停止期間を含む。）の初日から起算して5年を経過したとき
 - 2 手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年を経過したとき
- ※ 支給要件に該当するに至った日 → 離婚日、未婚で出産した日など

該当する

該当しない

除外事由

- (1) 就業している
- (2) 求職活動等の自立を図るための活動をしている
- (3) 身体上又は精神上の障がいがある
- (4) 負傷又は疾病等により就業が困難である
- (5) あなたが監護する児童又は親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態等であり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である

該当しない

該当する

減額対象

母に対する手当は上記の1または2のどちらか早い月から、一定の率で減額されます。(減額の率は手当の2分の1は超えません。)

手続きをすれば現状のまま

いずれかの「除外事由」に該当される場合は、必要書類を提出いただければ、一部支給停止措置の適用除外となり、それまでどおりの支給となります。
必要書類はおおよそ2か月前に該当者に送付しますので、提出をお願いします。